

愛玩豚の飼養衛生管理基準について

ミニブタやマイクロピッグはペットとして飼育されていても法律上「豚」として家畜の扱いとなります。家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に則った衛生管理をしなければなりません。この基準は畜産農家における徹底した衛生管理を、家畜の伝染性疾患の侵入防止の基礎とすることとして制定されたものです。このため、皆様におかれましても基準に基づいて衛生管理を実施いただくことになります。

豚の飼養者は、四半期ごとに、飼養衛生管理基準のうち下記 7 項目について自己点検し、衛生管理の向上を推進することとされています。期日までに家畜保健衛生所あてに報告をお願いします。

※衛生管理区域の定義について

衛生管理区域は「畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲」とされています。

この基準を厳密に家庭に当てはめることは困難ですが、室内でミニブタを飼育する場合を例にすると、餌や掃除道具等を保管し、衣服や履物を交換せずに生活する家屋全体が衛生管理区域、豚を飼育している部屋もしくはサークル等が畜舎に当たると考えられます。

① 衛生管理区域に立ち入るものの手指消毒等

- ・外部からの病原体持ち込みを防ぐために帰宅した際には手洗いや手指消毒を行いましょう。

② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

- ・屋外で使用した靴を玄関より内側の屋内に持ち込まないようにしましょう。特に、山や林道などの野生イノシシが生息する地域から帰宅した際は靴底を洗浄、消毒し、衣服についても病原体が付着しているかもしれないという意識をもって交換しましょう。

③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

- ・室内で飼育している場合、「該当なし」となります。

裏面へ続く

④ 畜舎に立ち入るものの手指消毒等

- お世話やふれあいをする前に手洗いと手指消毒を行いましょう。アルコールスプレー等を飼育している部屋の入り口に設置しておくスムーズです。

⑤ 畜舎ごと専用の衣服および靴の設置並びに使用

- 飼養衛生管理基準本文に「衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。」とあることから、室内で飼育している場合、「該当なし」となります。ただし、衣類に付着した病原体が感染の原因となりますので、山や林道等に出かけた後は必ず着替えてから飼育している部屋に入りましょう。

⑥ 畜舎外での病原体の汚染防止

- ミニブタやマイクロブタは屋内で飼育しましょう。県内では豚熱に感染したイノシシが多く生息しており、ワクチンを接種していても外飼いや散歩には豚熱感染のリスクがあります。

⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

- 飼育している部屋は特に整理整頓し、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、定期的に除菌・抗ウイルスシート等を使った拭き掃除を行いましょう。